

事 務 連 絡

令和4年9月5日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

国税庁特設サイト内におけるインボイス制度  
に関するQ&Aの更新について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっております。

この度、国税庁特設サイト内におけるインボイス制度に関するQ&Aが改正されましたので周知いたします。同Q&Aに新たに追加された問答事項には、インボイス制度の開始後も建設業で利用されている出来高検収書による仕入税額控除について、引き続き適用を受けると共に、[基通11-6-6]については現行と変わらない旨の記載がございます。（別添1の15項 問3に記載）

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添1 （国税庁）お問い合わせの多いご質問（令和4年8月31日掲載）

別添2 （参考資料）インボイス制度における仕入税額控除について

【サイト URL】

「国税庁インボイス制度特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

「お問合せの多いご質問（随時更新）」

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_faq.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_faq.htm)

（担当）事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp